明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）　一
〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学二七）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分、令和二年度管理業務主任者試験合格者、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○総務省・経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月九日

総務大臣　武田　良太
経済産業大臣　梶山　弘志